

一般社団法人奈良情報活用推進協会
入会金及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人奈良情報活用推進協会定款（以下「定款」という。）第7条の規定に基づき、この法人の会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 定款第6条に基づき、入会の承認を受けた者は、次の入会金を支払うものとする。

一 正会員 10,000 円

二 準会員 5,000 円

2 前項第二号にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入会金を免除することができる。

一 退会した正会員及び準会員が、退会后 24 カ月以内に再入会するとき

二 その他、会長が承認したとき

3 前項第二号の場合、理事長は理事会に報告するものとする。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、入会の承認を受けてから 30 日以内に支払わなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費を支払うものとする。

一 正会員（個人）年額 10,000 円（法人）年額 50,000 円／1 口（1 口以上）

二 準会員 年額 5,000 円

三 賛助会員（個人）年額 5,000 円（法人）年額 30,000 円／1 口（1 口以上）

2 前項第二号にかかわらず、賛助会員として入会を申し込む者が学生等個人の研究者である場合は、会費の額を減額することができる。

(会費の納期)

第5条 会費は、この法人の毎事業年度、請求を受けてから 30 日以内に支払わなくてはならない。ただし、特別の事情がある場合において会長が認めたときは、この限りではない。

(年度途中に入会した会員の会費及び会費の納期)

第6条 この法人の事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、次のとおりとする。

- 一 7月1日から9月30日に入会の場合 年額の100分の100
- 二 10月1日から12月31日に入会の場合 年額の100分の75
- 三 1月1日から3月31日に入会の場合 年額の100分の50
- 四 4月1日から6月30日に入会の場合 年額の100分の25

2 前項の場合、会費は、入会の承認を受けてから30日以内に支払わなくてはならない。ただし、特別の事情がある場合において会長が認めたときは、この限りではない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「社員総会」をいう。）の決議をもって行う。

附則

1 この規程は、この法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律等の整備等に関する法律第106条第1項に定める登記をした日から施行する。

2 法人設立初年度の入会金および会費は請求しないものとする。